

○糸魚川市移住・就業支援金給付要綱

令和元年 6 月10日

告示第148号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から移住して市内の中小企業等に就業し、又は起業した者に対し、予算の範囲内において移住・就業支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付に関しては、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 市外に住所を有していた者が、糸魚川市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録され、かつ、糸魚川市を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (3) 中小企業等 県実施要領第5第2項第1号①に掲げる要件を満たす法人をいう。
- (4) 起業支援事業 県実施要領第4第2項及び第6に定める事業をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (6) 在留資格 外国人が日本に滞在中における就労又は日常生活できるための法的資格をいう。
- (7) マッチングサイト 県実施要領第5第2項に定めるインターネットサイトをいう。

う。

- (8) 無期雇用契約 労働者と使用者の間で結ばれる期間の定めのない雇用契約をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、第1号から第3号までに定める要件を満たすもののうち、第4号から第7号までのいずれかの要件を満たし、かつ、2人以上の世帯での移住（以下「世帯移住」という。）の場合にあっては、第8号の要件を満たすものとする。

- (1) 移住元に関する要件として、次のいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内の大学等へ通学し、かつ、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

ア 移住直前の10年間のうち、通算5年以上東京特別区に在住又は東京圏内であって条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 移住直前に、連続して1年以上、東京特別区に在住又は東京圏内であって条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、移住の3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

- (2) 移住先に関する要件として、次のいずれにも該当すること。

ア 支援金の申請時において、移住後1年以内であること。

イ 糸魚川市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団その他の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が給付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(4) 就業に関する要件

ア 一般の場合 次のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、新潟県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人であること。

(ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該中小企業等に支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが前提でないこと。

(5) テレワークに関する要件として、次のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワー

ク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(6) 本事業における関係人口に関する要件として、糸魚川市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、転入時において40歳未満であって、糸魚川市が主催する移住体験ツアーへの参加経験を有していること。

(7) 起業に関する要件として、支援金の申請日から起算して1年前までに新潟県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(8) 世帯に関する要件として、次のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、移住後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団その他の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表第1のとおりとする。この場合において、支援金の申請を行う年度の4月1日現在で18歳未満である世帯員を帯同して移住する場合は、当該世帯員1人につき100万円を加算する。

(給付の申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、糸魚川市移住・就業支援金給付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 糸魚川市移住・就業支援金の給付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

(3) 住民票の写し（世帯移住の場合は、申請者を含む世帯員全員分）

(4) 移住元の住民票の除票その他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類（世帯移住の場合は、申請者を含む世帯員全員分）

- (5) 別表第2に掲げる証明書類等
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (給付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、その給付の可否を決定し、糸魚川市移住・就業支援金給付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の給付)

第7条 給付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、新潟県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、新潟県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還)

第9条 市長は、支援金の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の全額又は半額の返還を命ずることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして新潟県及び市が協議して認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 支援金の申請日から3年未満に市外へ転出した場合 全額
- (3) 第3条第4号の要件を満たす支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- (4) 新潟県が実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
- (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合 半額

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年2月6日告示第17号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年2月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項第1号の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に移住した者に係る支援金について適用し、施行日前に移住した者に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月7日告示第118号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、改正後の糸魚川市移住・就業支援金給付要綱（以下「改正後要綱」という。）は、令和3年3月3日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後要綱第3条第1項第1号の規定は、令和3年3月3日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月23日告示第61号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後に市内に転入した者について適用し、同日前に市内に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月17日告示第68号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後に市内に転入した者から適用し、同日前に市内に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 5 月 31 日 告示第 158 号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の糸魚川市移住・就業支援金給付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 14 日 告示第 35 号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

申請区分	支援金の額
単身での移住の場合	60 万円
2 人以上の世帯での移住の場合	100 万円

別表第 2（第 5 条関係）

申請者区分	証明書類等
就業に係る支援金の給付を受けようとする者	就業証明書（移住・就業支援金の申請用） （様式第 3 号）
起業に係る支援金の給付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京特別区の法人等に通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類
東京特別区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京特別区内の大学等に通学し、東京特別区内の企業等に就職した者	在学期間及び卒業校を確認できる卒業証明書等

テレワークに係る支援金の給付を受けようとする者	就業証明書（移住・就業支援金（テレワーク）の申請用）（様式第3号の2）
-------------------------	-------------------------------------

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者 住 所

(フリガナ)
氏 名
電話番号
メールアドレス

糸魚川市移住・就業支援金給付申請書

糸魚川市移住・就業支援金給付要綱第5条の規定により、本申請日より5年以上継続して糸魚川市内に居住し、かつ、就業又は起業する意思がありますので、次のとおり糸魚川市移住・就業支援金の給付を申請します。

1 給付申請額 金 円

2 支援金の内容（該当する欄に✓を付けてください。）

単身・世帯	☐ 単身	☐ 世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類	☐ 就業	☐ 起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の数	人
	☐ テレワーク	☐ 関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に✓を付けてください。）

- ☐ 移住直前の10年間のうち、通算5年以上東京特別区に在住又は東京圏内であって条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京特別区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ☐ 移住直前に、連続して1年以上、東京特別区に在住又は東京圏内であって条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京特別区への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区への通勤の期間については、移住の3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- ☐ 東京圏内のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内の大学等に通学し、かつ、東京特別区内の企業等に就職していたこと。
- ☐ 申請者又は申請者を含む2人以上の世帯員が支援金の申請時において、当市に転入後1年以内であること。
- ☐ （世帯の場合）申請者を含む2人以上の世帯員が移住元及び支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

- ☐（就業の場合）就業者の３親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ☐（起業の場合）支援金の申請日から起算して１年前までに新潟県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

4 支援金の振込先

金融機関		本・支店	
口座種別		口座番号	
口座名義人 (フリガナ)	()		

5 在勤履歴（直近１年以上かつ通算５年を超える履歴）

期間	就業先	就業地
～		
～		
～		
～		
～		

※東京特別区に在住又は東京圏内であって条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京特別区への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区への通勤の期間については、移住の３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

7 関係人口の要件（関係人口による移住者のみ記載）

生年月日	年 月 日	転入時の年齢	歳
糸魚川市主催の 移住体験ツアー	イベント名		
	開催年月日	年 月 日	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者 住 所

氏 名

※署名又は記名押印をしてください。

糸魚川市移住・就業支援金の給付申請に関する誓約書兼同意書

糸魚川市移住・就業支援金の給付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

記

1 誓約事項

- (1) 私又は私を含む世帯員は、糸魚川市補助金等交付規則第4条第3項に規定する暴力団員等ではありません。
- (2) 糸魚川市移住・就業支援金給付要綱第8条に基づき、支援金に関する報告及び立入調査について、新潟県及び糸魚川市から調査を求められた場合は、それに応じます。
- (3) 糸魚川市移住・就業支援金給付要綱第9条に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の申請等をした場合 全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満に市外へ転出した場合 全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - エ 新潟県が実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合 半額

2 同意事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、事業の実施のために利用すること。
- (2) 新潟県及び糸魚川市が、当該個人情報について、他の都道府県及び市町村において実施する移住支援事業の円滑な実施、国及び新潟県への実施状況の報告等のため、国、新潟県、他の都道府県及び他の市区町村に提供するとともに、確認する場合があること。

様式第3号（別表第2関係）

年 月 日

糸魚川市長 様

所 在 地

事業者名

代表者名 印

電話番号

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

下記の者と雇用契約し、就業していることを証明します。

氏 名	(生年月日 年 月 日)
住 所	糸魚川市
就業先住所及び名称	【勤務地が上記事業者と異なる場合に記入してください。】 新潟県マッチングサイト登録の有無 （ 有 ・ 無 ）
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者との 関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない。
※プロフェッショナル 人材事業又は先導的 人材マッチング事業を 利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない。 ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

様式第 3 号の 2（別表第 2 関係）

年 月 日

糸魚川市長 様

所 在 地

事業者名

代表者名 

電話番号

就業証明書（移住・就業支援金（テレワーク）の申請用）

下記の者と雇用契約し、就業していることを証明します。

氏 名	
住 所	糸魚川市
勤務先部署 の所在地	【勤務先が上記住所と異なる場合に記入してください。】 糸魚川市
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。） ではない。
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をし ていない。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

糸魚川市長

糸魚川市移住・就業支援金給付決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった糸魚川市移住・就業支援金の給付について、以下のとおり決定（不決定）しましたので通知します。

1 支援金額 円

（備考）

- 1 糸魚川市移住・就業支援金交付要綱第9条の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - ・申請日から3年未満に市外へ転出した場合 全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - ・新潟県が実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合 半額
- 2 糸魚川市移住・就業支援金交付要綱第8条の規定に基づき、新潟県移住・支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（別表第 2 関係）

様式第 3 号の 2（別表第 2 関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）